

日程第 3. 議案第 40 号 芝刈機、スイーパー、肥料散布機購入の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第 3. 議案第 40 号 芝刈機、スイーパー、肥料散布機購入の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 40 号 芝刈機、スイーパー、肥料散布機購入の売買契約について 芝刈機、スイーパー、肥料散布機購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。記 1. 契約の目的 芝刈機、スイーパー、肥料散布機購入。 2. 契約の方法 指名競争入札による契約。 3. 契約金額 961万2,000円。 4. 契約の相手方住所 沖縄県那覇市古波蔵 2 丁目 14 番 34 号、商号 株式会社屋我商会、氏名 代表取締役 屋我和則。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第 40 号の内容についてご説明をいたします。配布しています資料により説明させていただきます。2 ページに、入札の結果報告書を付けてございます。8 月 7 日に入札を行いました。この事業の設計額を消費税抜きで 926 万円と設定してございます。予定価格が入札の比較価格で 925 万円、そして入札の指名事業者 5 事業者ございましたが、2 社が辞退で 3 社が入札を行ってございます。表のとおり、最低の価格で株式会社屋我商会が 890 万円で落札でございます。

続きまして、3 ページの事業概要についてご説明をいたします。事業名が先ほど提案いたしました芝刈機、スイーパー、肥料散布機購入事業でございます。納入の場所が、黄金森陸上競技場。納入期限が平成 27 年 11 月 30 日。入札日が 8 月 27 日。内容につきましては、芝刈機 1 台、スイーパーが 1 台、肥料散布機が 2 台。4 ページからカタログを付けてございますのでそれで説明をしたいと思います。4 ページ、5 ページが芝刈機でございます。T O R O 社のリールマスター 3000 D でございます。3 輪の乗用タイプで 3 つのカッティングユニットが前方 2 カ所、中央 1 カ所に持つ機器です。全長が 248 センチメートル、幅が 203 センチメートル、走行時の最高速度が 14 キロ。刈り込みの最高速度が 10 キロで、刈り幅が最高 216 センチ、刈り高が 0.63 センチから 6.4 センチの機械になります。

次に、6 ページのスイーパーです。これはハツタの H S 1100 の機種です。刈った芝、コア抜きをし、コアを回収するという掃除機の役割をする機械です。全長が 246 センチメートル、全幅が 158 センチメートル、最高速度が 16 キロとなっています。

次に 7 ページと 8 ページです。肥料散布機になります。T h e A n d e r s o n s 社で、2000 S R ローター Spreeder でございます。全長が下図にありますように 120 センチメートル、全幅が 67 センチメートル、容量が 46 リットルになります。これら機種購入

の今回の契約でございます。以上、説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 質問させてください。今回の購入が260万円ぐらいでしたが、購入する前に機械のリースであるとか業者に委託をする、そういったことを検討したことがあるかどうか。そのほうが私は安上がりと言いますか、財政的に安上がりだと思います。民間でも機械購入はできるだけ控えてリース等にするのがほとんどであると思いますが、わざわざ買う。しかもキャンプは、去年の例からすると9日間でしょう。11月に納入するとしたら12月、1月、キャンプは2月ですから2カ月しか使わない。それが今言ったように、リースしたほうが負担は軽く済むのではないかと思います、検討したことはあるかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 リースの件でございますが、この事業は一括交付金での購入で進めてございます。1カ年間の事業でございますので、そこで備品購入という事業でありますので、リースと比較した結果、だいたい同じぐらいの金額になるということで機器を購入したほうがいいだらうという選択をしてございます。

それから、キャンプの期間は9日間ぐらいなので、少しの期間しか使わないのではないかとということがございましたが、それにつきましては、芝は年中をとおして刈り込みをしたり、そして今回、キャンプは冬芝の入れ替えだったりそういったことを11月の後半ぐらいからいたしますが、それに向けての作業。それから、通常は町民が利用いたしますのでそれについての管理ですね。その管理についても委託業者に芝管理の委託をしてございますし、そして町でも専属の職員を1人充ててございますので、この機械は購入後もずっと年間をとおして芝の維持管理をするために使用します。短期間の使用ではございませんので購入をしたということでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 サッカーの専用グラウンドだったらそれが必要かもしれません。けれども、陸上競技場なのでしょう。陸上競技専用であって、サッカーはどうなのでしょう。サッカーはたまたまキャンプをやりたいというJ1からですかお話があつて、それを受け入れたと思いますが、同時にサッカーJ1を受け入れるというのも結局、保障はないわけ

でしょう。今年は来るかもしれない、けれども来年はどうか。機械の購入をするというのは、その機械の耐用年数というものがあります。私個人的に芝刈機を持っていますし、15年ぐらい使っています。陸上競技場だったらたぶん皆さん方は芝刈機、草刈機を去年買ったと思います。陸上競技場だったら、あれで十分ではないですか。サッカーをするために芝の管理が必要だと、今皆さんが購入を予定しているゴルフ場のグリーン管理をする芝刈機と全く同じ。ゴルフ場のグリーンだったら毎日使うからその機械を使わなければならないと思いますが、サッカー場は毎日使わないと思います。一体全体、今言ったように年間何日使う予定なのか。そういう計画は持っておられるのかどうか、聞かせてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 何回使うかですが、日程的にその回数について今のところまだ組んでございません。しかしながら、これの利用を今後進めていきたいと考えてございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 財源も一括交付金で購入だと言いますが、一括交付金であっても100パーセントではないですよ。町民の税金がそこにいきます。それからすると私は、やはり町民のためも考えてリースはどうなのか。あるいは、専門の業者に委託管理をされてはどうか。そういったものがやはり必要ではなかったのか。いきなり物を買うというのは、買って維持管理にも金がかかる。維持管理もしっかりやればいいが、毎日使わないはずですから、その機械をどういうふうにするのか、そういった活用面であるとか維持管理であるとかそういった面でまた後年度負担が出てきます。そういったことでやはり物を買うときは慎重に、リースはどうか、専門業者はどうか、町民の負担はどうか、そういったことを考えて物を買って欲しかったと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 芝刈機は必要だとは思いますが。ただ、どういうものを買うかだと思いますけれども。先ほど委託する云々と質問のなかでありましたが、要するに芝人、芝を管理する人がいますよね。その方が扱うのか。それともまた別の芝を刈るために委託をするのか。ということは、これから委託料が発生してくるのですけれども、そのへんどうなのかです。芝人がやるのか、また南風原町では他にもあちこちの公園の草刈りをしたり道路の管理をしたりする方がいますでしょう。あの方々がこれまでのグラウンドの整備をしていたと思いますけれども、今は芝人が芝の管理をしまして、その委託をどうい

ふうに行うのか。それからその機械は専門の人しか扱えないものなのか、そういう芝刈機なのかお聞きしたいと思います。

それから、陸上競技場に納入とのことですが、先ほども何回ぐらiyorのかとお話もありましたけれども、この陸上競技場のみで使うものなのか。たとえば陸上競技場の回数は分からないようなことが先ほどありましたが、陸上競技場だけの芝刈機なのか。他にも公園はたくさんあります。それから学校にも芝を刈る必要がある所もあると思います。そういう所にも持って行って芝刈ができるような機械なのか。総重量を見ると800キロ、約1トンの機械ですから、移動は大変だと思いますがそこはどうなのかです。それも委託料が発生しますからお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいまのご質問にお答えいたします。今度購入する機械、まずこの事業は、去年は県の芝人（しばんちゅ）事業でやりましたが、今回平成27年度は嘱託を委託してございますので、去年かかわった人を嘱託職員としておりますのでその方が主に利用、使用をして芝の管理をしていきます。

それから、この機械は他の公園等にも使えるかということでございましたので、それについては可能な限りそれを他の公園にも使って管理をしていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 嘱託職員がいて、その人が使うということですから、委託料は発生しないということですよ。確認をしたいと思います。

それから、他の公園にも利用できるということですから、移動するときのユニックですか、ダンプでしょうかそういったものが必要になるのか。それとも道路から歩かせるものではないような気がするので、そういった機械類はどうするのか。それともたとえば山川でも体育センターがあります。そこでやろうとしたときに、区長にさせるのか、その嘱託職員がついて行ってやる予定なのか。どのようにするのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 機械については、陸上競技場で保管しますので他の場所での利用につきましては、どうしてもそれを移動するためのトラック等が必要だと思いますのでそれについては、その機械等を使用料等で借用してやるのか今後検討してまいりたいと思います。

それから、今、山川体育センターのお話がありましたが、現在、陸上競技場の嘱託職員

と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 私は専門家ではないのですが、ちょっと疑問に思うことがありましたので質問します。今回の落札は、3 件一括の落札ですけれども、別々の業者に落札できるのかどうか。そのメリット、デメリットはどんなところにあるのか教えてください。芝刈機、スーパー、肥料散布機とありますが、それを屋我商会が一括して落札されていますね。それがそれぞれ分離して入札、落札されたときのメリット、デメリットを教えてくださいませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 今回、3 機種の入札を行っています。これが 1 点、1 点できなかったのかということですが、発注する側としては、3 つの機種を 1 カ所にしたほうが経費的に安くなるだろう視点で入札を行っています。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 私としては、それぞれ 1 つ 1 つを競争させたほうがより低価で落札してもらえるのかと単純に思っているのですけれども、そういうことではないのですか。一括するということは、まとめてやれば安くしますよというような形式になるのですか。一括するということは、そういうことですか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 同機種については、取扱業者が一緒だったということと、あとは複数の種類もまとめて発注するほうが安く落札する考えの下でまとめて発注しております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 一度、宮城寛淳議員からもありましたが、この事業は芝人事業からの延長で、こういう芝を育てて管理してくれる人材を育てることが目的だと思っているのですが、そのことに関して答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 芝人の事業は、県がやっております。ですから、それとは別に、南風原町としての事業は、黄金森公園スポーツ施設活性化事業ということで一括交付金を活用してやっていますので、芝人育成事業とは別の事業として実施しております。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 では、昨年度の一括交付金の芝人事業の中で、育てるための人件費の部分があったと思いますが、ここで育った事業主になる方は、今後そういう見込みはないことになるのですか。関連がないということでそういうことなのか確認です。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 今、陸上競技場に芝の嘱託職員がいますが、この嘱託職員は去年、県の芝人事業で養成された技能を身に着けた方を採用しております。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○4 番 大宜見洋文君 先日、岩手県の紫波町のオガールプロジェクトを視察してきましたのですが、民間活力を生かして、例えば事業主に機械などを買わせて、これをリースして営業させながら育てていって独立させるというようなことで成功している状況でした。できれば町としてもこういうかたちを取ったほうが、入札も面倒くさくないですし、他の民間事業にニーズがあれば、縛りがないままいろんな自由な営業ができるのではないかと思いますのですが、そのへんの認識はなかったのでしょうか。お伺いします。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 今現在、陸上競技場の管理につきましては、嘱託職員、臨時職員で通常の芝刈りをしていますが、それができない部分、特殊な事業につきましては委託しておりますので、委託と直接の雇用と両面でやっている状況となっております。今後とも同様に進めてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

なっております議案第40号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第40号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第40号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第40号 芝刈機、スーパー、肥料散布機購入の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 宮城清政君 起立多数でございます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。